

# 名取市墓地公園の使用を希望される方へ (被災者等墓地のご案内)

## 1 墓地の区分・種別・使用料・管理料

区分	種別 (間口×奥行)	使用料	管理料
被災者等墓地	E 4 平方メートル (1.6m×2.5m)	無料 ※使用には条件があります。	年間 6,000 円
	F 3 平方メートル (1.5m×2.0m)		

### (1) 使用料（永代使用料）について

- 被災者等墓地の使用料は無料です。ただし、使用には下記2のとおり条件があります。

### (2) 管理料について

- 墓地使用許可を受けた場合は、許可日の属する月から月割り計算による管理料を納めていただきます。
- その後は、毎年1回、1年分の管理料の納入通知書を郵送しますので、銀行や郵便局などで納めていただきます。

### (3) 墓地の管理について

- 墓地区画内の草刈りや清掃は、使用者自身で行っていただきます。  
(通路など共用部分の草刈りや園内の植栽の剪定は、市で行います。)
- お墓参りの際のお供え物は、カラスに食い荒らされることが多いので、お帰りの際には必ずお持ち帰りください。

## 2 墓地使用許可の対象となる方

被災者等墓地の使用は、祭祀を主宰すべき方で、次の①～③のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①東日本大震災(以下「震災」といいます。)により犠牲になられた方の遺族で、現に焼骨を有し、市内に新規にお墓を建立する方(原則、申請日において市内に住所を有する方に限ります。)
- ②寺院墓地以外の共同墓地などに墓地を所有していた方で、震災の津波でお墓が流失した方
- ③震災の影響で市内に避難している方で、現に焼骨を有し、市内に新規にお墓を建立する方

※注 墓地の申込みは原則として1世帯につき1区画となります。重複申込みや虚偽等の不正申込みをされた場合は、無効となります。

## 3 墓地使用許可申請に必要な書類等

- (1) 申請をされる方の住民票(3ヶ月以内に発行のもので、続柄及び本籍の記載のあるもの)
- (2) ご遺骨の埋葬・火葬許可証の写し(条件①及び③のみ)
- (3) 申請をされる方の印鑑(認印)
- (4) その他、改葬許可証、原発避難者特例法による届出避難場所証明書など、使用条件を満たすことを証明する書類

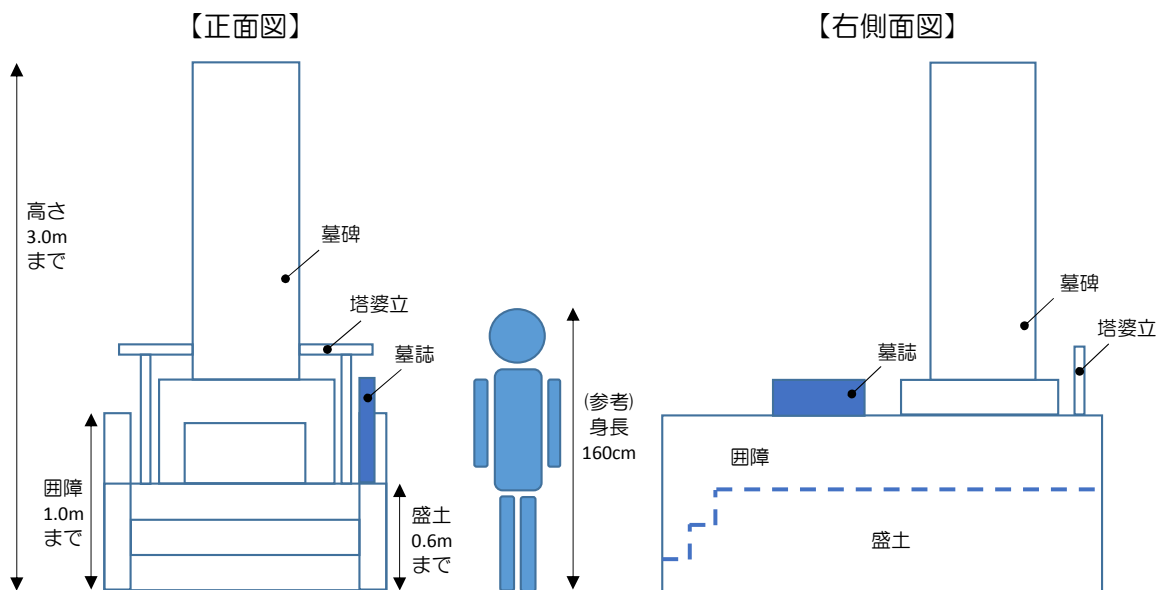
## 4 墓地の設備基準

被災者等墓地を使用する（墓石等の設置を行う）場合の設備基準は、次のとおりです。

- ア. 墓碑（墓石）及びこれに類する設備の高さは、3m以内とする。
- イ. 盛土の高さは、0.6m（60cm）以内とする。
- ウ. 囲障の高さは 1m以内とし、周囲の土留工事等は、石またはコンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。
- エ. ア～ウに規定する高さは、市で設置する縁石天端から設備の最高部までとする。
- オ. 植栽は禁止する。
- カ. 墓石等の設置は、通路側を正面とする。

※他の墓地から改葬する場合など、既に所有する墓石等を使用したい場合はご相談ください。

### 被災者等墓地の設備例（高さ制限）



※工事施工にあたっては、囲障等は隣接墓地との境界から 2cm 程度内側に設けて下さい。（隣同士の間隔が空いてないと、墓所の改修等に際して、隣の囲障等を毀損・損壊させる恐れがあるため。）

#### お問合せ先

名取市役所 生活経済部クリーン対策課 環境衛生係

TEL : 022-724-7160 (直通)

FAX : 022-384-3102